

# 港湾運送料金表

平成7年6月16日認可  
平成7年6月24日実施

適用港

釧路港 留萌港

# 港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

## I 料金の種類及び額

### 1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目		金 額						
		接岸本船 ↔ 上屋・野積場内		接岸本船 ↔ 上屋・野積場前				
		夏期料金	冬期料金	夏期料金	冬期料金			
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	947	1,326	841	1,177		
		空	805	1,127	714	1,000		
		ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの)	1,413	1,978	1,287	1,802		
	パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング		1,777	2,488	1,619	2,267		
包	袋 物	紙・ビニール入りのもの	2,614	3,660	2,363	3,308		
		麻袋入りのもの	2,187	3,062	2,008	2,811		
	べール物	葉 タ バ コ	1,907	2,670	1,706	2,388		
		その他のべール物	2,603	3,644	2,343	3,280		
装 品	モーターサイクル		2,092	2,929	1,917	2,684		
	雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)		2,723	3,812	2,494	3,492		
	機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,985	2,779	1,796	2,514		
	青 果 類		2,043	2,860	1,843	2,580		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,854	2,596	1,705	2,387		
	巻 取 紙 (内地産)		1,513	2,118	1,345	1,883		
	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,386	1,940	1,240	1,736
				北 洋 材	1,881	2,633	1,737	2,432
		製 材		1,502	2,103	1,352	1,893	
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		2,218	3,105	1,983	2,776		
物	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	2,119	2,967	1,926	2,696		
		鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル	1,802	2,523	1,637	2,292		
	石 材		2,139	2,995	1,976	2,766		
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石 (粉)		1,456	2,038	1,298	1,817		
	鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石		2,028	2,839	1,834	2,568		
	砂 糖		1,939	2,715	1,788	2,503		
特 殊 貨 物	冷 凍 品		—	—	3,895	5,453		
	冷 蔵 品		—	—	2,888	4,043		

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

(1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

4. 諸 料 金

(1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分		1口1時間につき 単位円				
		15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期料金	42,520	66,290	90,090	113,900	134,320
	冬期料金	59,530	92,810	126,130	159,460	188,050
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期料金	66,150	103,120	140,140	177,180	208,940
	冬期料金	92,610	144,370	196,200	248,050	292,520

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(2) 最低料金

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分		1口につき 単位円				
		15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼 夜 区 分	昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期料金 337,330	525,900	714,710	903,610	1,065,600
	冬期料金 472,260	736,260	1,000,590	1,265,050	1,491,840	
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期料金 337,330	525,900	714,710	903,610	1,065,600	
	冬期料金 472,260	736,260	1,000,590	1,265,050	1,491,840	

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

5. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

6. 消費税導入に伴う料金の加算  
料金の総額の3%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為はのぞきます。

(1) 「接岸本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

### 3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

### 4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

#### (1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

#### (2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

#### (3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

### 5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

#### (1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

#### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該

取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計金額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

### 6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

#### (1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

#### (2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

##### (イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

##### (ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

### 7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

### 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数

をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

#### 9. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 港湾荷役料金表（船内荷役料金）

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施



港湾荷役料金表(船内荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額		
				夏期料金	冬期料金	
ユニ タイ ズ 貨 物	コンテナ	実 入		437	612	
		空		371	519	
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの)		829	1,161		
	パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング		1,038	1,453		
包	袋 物	紙・ビニール入りのもの		1,427	1,998	
		麻袋入りのもの		1,364	1,910	
	べール物	葉 タ バ コ		952	1,333	
		その他のべール物		1,368	1,915	
装 品	モーターサイクル		1,283	1,796		
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,660	2,324		
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,094	1,532		
	青 果 類		1,096	1,534		
有 姿 貨 物	タ イ ヤ		1,165	1,631		
	巻 取 紙(内地産)		708	991		
	木 材	水落しのもの		523	732	
		岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	691	967
				北 洋 材	1,219	1,707
			製 材		789	1,105
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,095	1,533		
鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,209	1,693		
	鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,028	1,439		
	石 材		1,394	1,952		
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)		700	980		
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石		1,117	1,564		
	砂 糖		1,248	1,747		
特殊貨物	冷 凍 品		2,801	3,921		
	冷 蔵 品		1,741	2,437		

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日  
までにそれぞれ適用します。

## 2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

## 3. 割引料金

### (1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間の2回以上の反復継続を引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

## 4. 諸 料 金

### (1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分		昼夜区分				
		9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期料金	25,390	38,930	52,460	66,000	76,160
	冬期料金	35,550	54,500	73,440	92,400	106,620
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期料金	39,500	60,560	81,600	102,670	118,470
	冬期料金	55,300	84,780	114,240	143,740	165,860

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

## (2) 最低料金

(1口につき 単位円)

1口の作業構成員数 による区分		昼夜区分				
		9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期料金	201,430	308,840	416,180	523,600	604,200
	冬期料金	282,000	432,380	582,650	733,040	845,880
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期料金	201,430	308,840	416,180	523,600	604,200
	冬期料金	282,000	432,380	582,650	733,040	845,880

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

## 5. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

## 6. 消費税導入に伴う料金の加算 料金の総額の3%

## II 料金の適用方

### 1. 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

### 2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

### 3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作

業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

#### 4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

##### (1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

##### (2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

##### (3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

#### 5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

##### (1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%

③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

##### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

① 3ヶ月以上の長期契約があること

② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

#### 6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

##### (1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

##### (2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

##### (イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

##### (ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

#### 7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

#### 8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各



割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

#### 9. その他

(1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数500トン未満の小型船荷役料金を除く）

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施

## 港湾荷役料金表(沿岸荷役料金)

(総トン数500トン未満の小型船荷役料金を除く)

### I 料金の種類及び額

#### 1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額				
				接岸本船船側・はしけ内 ↔上屋・野積場内		接岸本船船側・はしけ内 ↔上屋・野積場前		
				夏期料金	冬期料金	夏期料金	冬期料金	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	560	784	448	627		
		空	476	666	381	533		
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの)		658	921	526	736		
	パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング		832	1,165	666	932		
包 装 品	袋 物	紙・ビニール入りのもの	1,325	1,855	1,060	1,484		
		麻袋入りのもの	938	1,313	750	1,050		
	ペール物	葉 タ バ コ	1,055	1,477	844	1,182		
		その他のペール物	1,372	1,921	1,098	1,537		
	モーターサイクル		919	1,287	735	1,029		
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		1,206	1,688	965	1,351		
有 姿 貨 物	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		995	1,393	796	1,114		
	青 果 類		1,055	1,477	844	1,182		
	タ イ ヤ		787	1,102	630	882		
	巻 取 紙(内地産)		885	1,239	708	991		
有 姿 貨 物	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	768	1,075	614	860
				北 洋 材	761	1,065	609	853
		製 材		792	1,109	634	888	
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,240	1,736	992	1,389		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,022	1,431	818	1,145	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		869	1,217	695	973	
石 材		858	1,201	686	960			
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)		833	1,166	666	932		
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石		1,018	1,425	814	1,140		
	砂 糖		793	1,110	634	888		
特 殊 貨 物	冷 凍 品		—	—	1,299	1,819		
	冷 蔵 品		—	—	1,299	1,819		

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

## 2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

## 3. 割引料金

### (1) 大口数量割引

- ① 貨物量が1,000トン以上3,000トン未満の場合、基本料金の5%引
- ② 貨物量が3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン以上の貨物量について、基本料金の7%引
- ③ 貨物量が5,000トン以上の場合、5,000トン以上の貨物量について、基本料金の10%引

### (2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間の2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

## 4. 諸 料 金

### (1) 待機料金

(1口1時間につき 単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数 による区分		4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
	昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期料金	17,130	27,360	37,630	47,900	58,160	68,430
	冬期料金	23,980	38,300	52,680	67,060	81,420	95,800	
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期料金	26,650	42,560	58,540	74,510	90,470	106,450	
	冬期料金	37,310	59,580	81,960	104,310	126,660	149,030	

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

## (2) 最低料金

(1口につき 単位円)

昼夜区分	1口の作業構成員数 による区分		4人～6人 (5人)	7人～9人 (8人)	10人～12人 (11人)	13人～15人 (14人)	16人～18人 (17人)	19人～21人 (20人)
	昼 間 (8時30分から 16時30分まで)	夏期料金	135,900	217,060	298,530	380,010	461,400	542,880
冬期料金		190,260	303,880	417,940	532,010	645,960	760,030	
半 夜 (16時30分から 21時30分まで)	夏期料金	135,900	217,060	298,530	380,010	461,400	542,880	
	冬期料金	190,260	303,880	417,940	532,010	645,960	760,030	

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

### (3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

(1トンにつき 単位円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,040
雑貨類・機械類(1個当たり5トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,851
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1個当たり5トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,680

### (4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。  
なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

### (5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

### (6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料

(1日1トンにつき 単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		11	8
繊維原料類		47	36
青果		47	36
窯製品		57	47
その他の貨物		85	68

- (注) 1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。  
 2. コンテナについては、野積場置き料とします。  
 3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

6. 消費税導入に伴う料金の加算  
 料金の総額の3%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。  
 ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が



- ① 1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%
- ② 3,000トン以上5,000トン未満の場合、3,000トン未満の貨物量については上記①の割引率を適用し、3,000トン以上については基本料金の7%
- ③ 5,000トン以上の場合、5,000トン未満の貨物量については上記②の割引率を適用し、5,000トン以上については、基本料金の10%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引ます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引ます。

- ① 3ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1回当りの荷役量が3,000トンを超えること

6. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限り、

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限り、

(イ) 荷役手配の取消の場合

- ① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。
- ② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

- (イ) 上屋内（コンテナフレートステーションを含む）の貨物をその上屋又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。
- (ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内（コンテナフレートステーションを含む）に併付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本利用金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

- (イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。
- (ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容（坪当りの収容トン数）の料金を適用します。
- (ハ) 本料金の計算は、貨物搬入に日から貨物搬出の日までとします。

7. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。  
 なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。  
 ただし、コンテナは、実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。  
 また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料

金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

(3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

(4) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

#### 9. その他

(1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

## 港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施



# 港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

## I 料金の種類及び額

### 1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内←→

上屋・野積場内又は上屋・野積場前

(1トンにつき 単位円)

品 目				金 額				
				接岸本船 ←→ 上屋・野積場内		接岸本船 ←→ 上屋・野積場前		
				夏期料金	冬期料金	夏期料金	冬期料金	
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入		728	1,019	629	881	
		空		619	867	533	746	
	ノックダウン自動車・完成車(重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの)		1,287	1,802	1,188	1,663		
	パレタイズ貨物・バンパック・バックコンテナ・プレスリング		1,619	2,267	1,492	2,089		
包	袋 物	紙・ビニール入りのもの		2,363	3,308	2,160	3,024	
		麻袋入りのもの		2,008	2,811	1,866	2,612	
装	ベール物	葉 タ バ コ		1,706	2,388	1,545	2,163	
		その他のベール物		2,343	3,280	2,134	2,988	
品	モーターサイクル		1,917	2,684	1,778	2,489		
	雑貨類・機械類(1個当り5トン未満のもの)		2,494	3,492	2,310	3,234		
	機械類(1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)		1,796	2,514	1,645	2,303		
	青 果 類		1,843	2,580	1,682	2,355		
有	タ イ ヤ		1,705	2,387	1,585	2,219		
	巻 取 紙 (内地産)		1,093	1,530	1,010	1,414		
姿	木 材	岸壁揚のもの	原 木	米国材・南洋材	1,240	1,736	1,124	1,574
			製 材	北 洋 材	1,737	2,432	1,621	2,269
貨 物	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)		1,983	2,776	1,795	2,513		
	鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)		1,634	2,288	1,537	2,152	
		鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル		1,390	1,946	1,307	1,830	
	石 材		1,976	2,766	1,847	2,586		
撤 貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石(粉)		1,298	1,817	1,172	1,641		
	鉍礦石(塊)・特殊鉍礦石		1,834	2,568	1,680	2,352		
	砂 糖		1,788	2,503	1,668	2,335		
特 殊 貨 物	冷 凍 品		—	—	3,648	5,107		
	冷 蔵 品		—	—	2,641	3,697		

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(2) 総トン数500トン未満の小型船内 ↔ 上屋・野積場内  
又は、上屋・野積場前 (1トンにつき 単位円)

品 目			金 額					
			接岸本船 ↔ 上屋・野積場内		接岸本船 ↔ 上屋・野積場前			
			夏期料金	冬期料金	夏期料金	冬期料金		
ユニ タ イ ズ 貨 物	コンテナ	実 入	728	1,019	584	818		
		空	619	867	494	692		
		ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満 かつ容積20トン未満のもの)	855	1,197	685	959		
		パレタイズ貨物・バンバック・バックコンテナ・プレスリング	1,082	1,515	866	1,212		
包	袋 物	紙・ビニール入りのもの	1,723	2,412	1,377	1,928		
		麻袋入りのもの	1,219	1,707	975	1,365		
装	ペール物	葉タバコ	1,372	1,921	1,096	1,534		
		その他のペール物	1,784	2,498	1,427	1,998		
		モーターサイクル	1,195	1,673	957	1,340		
品		雑貨類・機械類 (1個当り5トン未満のもの)	1,568	2,195	1,255	1,757		
		機械類 (1個当り5トン以上のもの)・完成車 (重量5トン以上または容積20トン以上のもの)	1,294	1,812	1,036	1,450		
		青果類	1,372	1,921	1,096	1,534		
有		タイヤ	1,023	1,432	818	1,145		
		巻取紙 (内地産)	1,151	1,611	922	1,291		
姿	木 材	岸壁揚のもの	原木	米国材・南洋材	998	1,397	800	1,120
				北 洋 材	989	1,385	792	1,109
			製 材		1,030	1,442	824	1,154
貨		非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)	1,612	2,257	1,290	1,806		
	物	鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)	1,329	1,861	1,063	1,488	
鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル			1,130	1,582	904	1,266		
		石 材	1,115	1,561	893	1,250		
撤	貨 物	小麦・肥料原料・鉍礦石 (粉)	1,083	1,516	867	1,214		
		鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石	1,323	1,852	1,058	1,481		
		砂 糖	1,032	1,443	826	1,156		
特	殊 貨 物	冷 凍 品	—	—	1,689	2,365		
		冷 蔵 品	—	—	1,689	2,365		

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日  
までにそれぞれ適用します。

## 2. 割 増 料 金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

## 3. 割 引 料 金

大口数量割引 基本料金の5%引

## 4. 分 担 金 等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内  
↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内  
↔ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物 (一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物 (一律) 1トンにつき 3円50銭

## 5. 消費税導入に伴う料金の加算

料金の総額の3%

## II 料金の適用方

### 1. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役。
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

### 2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為はのぞきます。

- (1) 「本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場内」の場合  
(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。  
(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁に移送し、本船内に積込むまでの作業。
- (2) 「本船内 $\longleftrightarrow$ 上屋・野積場前」の場合  
(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。  
(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上の移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

### 3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

### 4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

- (1) 半夜荷役割増  
16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。
- (2) 日曜日・祝祭日荷役割増  
日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。
- (3) 雨天・雪天荷役割増  
委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

### 5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

### 6. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

### 7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。  
なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。
- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。
- (3) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合は、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。
- (4) 消費税導入に伴う加算については  
(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。  
(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

### 8. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

は し け 運 送 料 金 表

昭和63年 4 月 27 日 認 可

昭和63年 5 月 6 日 実 施

## はしけ運送料金表

### I 料金の種類及び額

#### 1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目	夏 期 料 金	冬 期 料 金
	港 湾 内 運 送	
	通 常 の 港 湾 内	
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,049	1,469
撤 貨 物	947	1,326

(注) 1. 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

#### 2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

#### 3. 諸 料 金

##### (1) はしけ内荷捌料金

(1トンにつき単位円)

品 目	夏 期 料 金	冬 期 料 金
一 般 包 装 品	111	155
ユニタイズ貨物 有姿貨物 撤 貨 物	55	77

(注) 1. 本料金は1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき夏期53円、冬期74円増とします。

2. 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(2) 滞船料金

(積載貨物トン数1日1トンにつき単位円)

起算日	夏期料金	冬期料金
はしけに貨物を積載した日	121	169

(注) 1. 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

(3) 最低料金

1 運送の引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

4. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

II 料金の適用方

1. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側 ↔ 沿岸間又は、沿岸 ↔ 沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 本船船側 ↔ 沿岸間における運送の場合

本船船側に繋留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繋留するまで、又は貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

(2) 沿岸 ↔ 沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繋留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繋留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜運送割増

16時30分から21時30分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日運送割増

日曜日・祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日運送割増を適用します。

4. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。

なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

(2) 滞船料金

本料金は、貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繋留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間、積載貨物トン数1トン1日につき所定の料金を適用します。

(3) 最低料金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用します。

5. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

6. その他

(1) 特殊貨物(海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)及び特殊荷役(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。



(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。

## い か だ 運 送 料 金 表

平成7年6月16日認可

平成7年6月24日実施

## いかだ運送料金表

### I 料金の種類及び額

#### 1. 基本料金

本船沖取一仕訳役組

(1立方メートルにつき 単位：円)

品 目		夏期料金	冬期料金
原 木	米 国 材	1,026	1,436
	南 洋 材	834	1,168
	新 南 洋 材	1,036	1,450
	北 洋 材 (ニュージーランド・パイル材含む)	1,267	1,774

注1 筏に組んだ木材を、水面貯木場より、堀出し指定河岸へ曳航する作業に係る料金は、別に申し受けます。

注2 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

#### 2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

#### 3. 待機料金

(1口1時間につき 単位：円)

昼 夜 区 分	夏期料金	冬期料金
昼間 (8時30分から16時30分まで)	28,890	40,450
半夜 (16時30分から21時30分まで)	44,940	62,920

注 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までにそれぞれ適用します。

#### 4. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1立方メートルにつき3円53銭
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1立方メートルにつき3円09銭

5. 消費税導入に伴う料金の加算  
料金の総額の3%

## II 料金の適用方

### 1. 適用範囲

いかだ運送料金は、いかだ運送を行う場合に適用します。

### 2. 作業範囲

いかだ運送料金が、適用される作業範囲は、本船船側の水面に取り卸された木材を筏組みし曳航の上、水面貯木場に搬入し、筏を崩し、仕訳の上、筏組するまでの作業ならびに当該筏組木材を水面貯木場より、指定河岸へ曳航するまでの作業とします。

### 3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

#### (1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

#### (2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日・祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

#### (3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

### 4. 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

### 5. 消費税導入に伴う料金の加算

免税となる取引には適用しません。

### 6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

- (2) 基本料金等については、委託者の要求により夏期及び冬期の料金を平準化する場合、それぞれの期の料金に1年間の適用月数割合を乗じて得た金額を合算します。

- (3) 消費税導入に伴う加算については

(イ) 料金の総額に3%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

### 7. その他

- (1) 特殊作業（海難船に係る作業、防波堤外における作業、荒天時における作業、沈木台取、台ハズシを伴う作業、棧積、棧崩しを伴う作業等）の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

- (2) 水面保管、10種類以上の仕訳作業、潜水掃海作業、消毒皮剝作業、水切作業、堀・整理作業及び筏網補強作業等を行った場合は、実費を申し受けます。

- (3) 沈木引揚用機械、浮起重機、沈木吊木台等、特別の機械又は資材を使用した場合の費用については、実費を申し受けます。

- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め又は、慣習によります。

港 湾 運 送 別 掲 料 金 表

昭和63年5月6日実施

## 別 掲 料 金 表

○ 船内荷役関係

1. ハッチ蓋、ビーム開閉作業手伝料金 (1 碇泊、1 船艙につき)

(単位 円)

区 分	夏 期 料 金		冬 期 料 金	
	昼 間	半 夜	昼 間	半 夜
2,000G/T未満	4,510	6,340	6,310	8,870
2,000~4,000G/T	6,790	9,500	9,500	13,300
4,001~6,000G/T	1,1320	15,860	15,840	22,220
6,001G/T以上の一般貨物船	22,680	31,770	31,750	44,470
外 航 撤 貨 物 船	27,230	38,120	38,120	53,360
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る)の中蓋開閉作業を行った場合	4,510	6,340	6,320	8,870

備 考

- (イ) 碇泊中船長の命令、天候その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金表(船内料金)の待機料金相当額を申し受けます。
- (ロ) 特殊船艙(デープタンク、冷蔵庫等)の当該作業は、実作業時間に対し港湾荷役料金表(船内料金)の待機料金相当額を申し受けます。

2. スタンバイギヤー手伝料金 (1 碇泊、1 船艙、1 セットにつき)

(単位 円)

区 分	夏 期 料 金		冬 期 料 金	
	昼 間	半 夜	昼 間	半 夜
デリックの上下およびトリミング	30,150	45,070	42,210	63,090
ト リ ミ ン グ	147,930	26,670	25,080	37,330

備 考

但し、本船乗組員により本作業が行われた場合、その所要時間に対し港湾荷役料金表(船内料金)の待機料金相当額を申し受けます。

3. エキストラレバー料金 (1人につき) (整備料金も適用)

(単位 円)

区 分	昼 間	半 夜	後 夜
夏 期 料 金	25,940標準	25,940標準	29,590標準
冬 期 料 金	36,310標準	36,310標準	41,420標準

4. スーパーバイザー料金 (1人につき)

(単位 円)

夏 期 料 金	冬 期 料 金
30,530標準	42,740標準

但し、特別の業務に従事した場合に適用します。

備 考

- ① 日曜日・祝祭日に於ける作業は上記料金の10割増を申し受けます。
- ② 出張作業の場合は交通費、日当、宿泊費並びに通船費は実費を申し受けます。
- ③ 重量物固定区画及び汚物清掃は5割増を申し受けます。
- ④ 前半夜作業は16時30分より21時30分までとし、後半夜作業は21時30分より翌朝5時までとします。
- ⑤ 夏期料金は4月1日から11月30日まで、冬期料金は12月1日から翌年3月31日までとします。
- ⑥ 防波堤外作業は基本料金の4割増とします。

5. 荷繰作業料金

作 業 形 態	料 金 内 容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他 船 艙 へ の 作 業 の 場 合	船内荷役料金+船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備 考

本料金は、荷繰作業を行った場合に適用します。

なお、本料金にはそれぞれの作業形態に応じて、港湾荷役料金 (船内荷役料金・沿岸荷役料金)、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

6. 本船直移し作業料金

作 業 形 態	区 分	料 金 内 容
甲本船から乙本船への直移しの作業	両船とも500総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+ 船内荷役料金
	いずれか一方が500総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+ (船内荷役料金×1/2)

備 考

本料金には港湾荷役料金表 (船内荷役料金) に係る所定の割増料金等を適用します。

○ 沿岸荷役関係

1. 上屋山側入出料金

上屋、野積場山側入れ又は、出し料金の作業範囲は次の通りとします。

車側←→上屋、野積場内

- (入) 車側にある貨物の上屋、野積場内までの移送及び併付するまでの作業
- (出) 貨物の上屋、野積場内からの搬出及び車側までの移送作業

一 般 貨 物	上屋内料金の8割
撤 貨 物	〃 3割

ただし、撤貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撤は一般貨物の料金を適用します。

2. トラック積卸手伝料金

本料金は、沿岸荷役料金の作業範囲2-(2)及び別掲料金1に先行又は後継して行われる車積、車卸作業に適用します。

上屋、野積場内入出料金は4割以内とします。

(備考) 1. 2の料金に対しては港湾荷役料金表 (沿岸荷役料金) の2割増料金及び4.諸料金及び料金の適用方の規程を準用します。

3. エキストラレバー料金 (1人1日につき)

(船内別掲料金のエキストラレバー料金と同じ。)



4. はしけ揚積荷役待機料金（1口1時間につき）

（単位 円）

区 分	上屋、野積場入出		上屋戸前野積場前置出		小 麦 一 貫	
	夏期料金	冬期料金	夏期料金	冬期料金	夏期料金	冬期料金
昼 間	18,530	25,940	13,870	19,410	30,810	43,130
夜 間	25,830	36,160	19,370	27,110	42,460	59,440

この料金に対しては港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）の 2.割増料金及び 4.諸料金及び料金の適用方の規程を準用します。

貨物別系数表

系 数	貨 物 名
1. 1	尿 素
1. 2	ライ麦、ミートボーンミール、コットンシードミール、フードスクーリング、マトン（骨をとったものカートン入）メイズ、マイロ、大豆、大麦
1. 3	ドングリ、ミレットシード、レーブシード、スラックスシード、マスタードシード、メイズミール、タピオカ、（タイ国産紙袋）各種飼料用ペレット、カプロラクタム、ビートパルプペレット（米国産）、米（呷入）
1. 4	澱粉（中国産綿袋）、カスターシードミール、生ゴム
1. 5	フェザーミール、サナギミール、グランドナットミール、コブラミール、大豆粕、フィートオート、ニガシード、セザミシード、サフラワーシード、魚粉（国内産紙袋）骨粉、血粉、ポーランドペレット、米（韓国米呷入）
1. 6	レーブシードミール、アルモンドセルミール、冷凍めかじき、びんちょう、さめ（フィールット）
1. 7	モルト、冷凍きはだ、さめ、（ドレス）
1. 8	カサバミール、コブラ、ライスブラン、サフラワーミール、ふすま
2. 0	カボックシード、コットンシード、ビートパルプペレット、（欧州産）
2. 2	サンフラワーシード
2. 4	ビートパルプ（中国産）、メイズコブミール
2. 6	カサバルーツチップ
2. 8	ミックスアニマルフープ、キャッスルフープ、ホップ
3. 0	マトン（首なし麻袋入）
3. 3	メイズコブミール
備 考	
(1) 上記貨物については、重量をもって計算し、それぞれの系数を重量トンに乗じた数を計算トン数とする。	
(2) 上記の記載のない貨物については、類似貨物の系数を適用する。	